

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno				Cni					
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
1	畜産農業（日平均排水量 1,000立方メートル以上の事業場の場 合に限る。）			2項に統合	60	-	60	-	60	200	60	-	-	60	70	60	-	-
2	畜産農業（日平均排水量 1,000立方メートル未満の事業場の場 合に限る。）			統合による名 称変更	200	200	70	70	60	200	200	60	200	60	70	70	60	70
3	天然ガス鉱業				60	60	60	60	60	150	60	60	150	60	70	60	60	70
4	非金属鉱業				25	10	15	10	25	35	25	10	15	15	30	15	10	15
5	肉製品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			40	35	30	25	30	60	40	25	50	10	35	30	10	25
5		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			50	50	35	25	30	60	50	25	50	10	35	35	10	25
6	乳製品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			20	20	15	15	20	30	20	15	30	10	25	15	10	15
6		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			25	25	20	15	20	30	25	15	30	10	25	20	10	15
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）				30	30	20	10	30	40	30	30	40	10	35	20	10	20
8	水産缶詰・瓶詰製造業				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
9	寒天製造業				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	20
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	20
11	水産練製品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。		日本標準産業 分類による名 称変更	45	25	35	20	45	55	45	25	35	10	50	35	10	20
11		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			55	35	40	20	45	55	55	25	35	10	50	40	10	20
12	冷凍水産物製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			45	45	35	10	45	55	45	25	55	10	50	35	10	15
12		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			55	55	40	15	45	55	55	25	55	10	50	40	10	15
13	冷凍水産食品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			45	45	35	30	45	55	45	30	55	10	50	35	10	40
13		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			55	55	40	40	45	55	55	30	55	10	50	40	10	40
14	水産食料品製造業（8 の項から前項までに掲 げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。		日本標準産業 分類による名 称変更	45	45	35	30	45	55	45	25	50	10	50	35	10	30
14		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			55	50	40	30	45	55	55	25	50	10	50	40	10	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15
15		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			25	25	20	15	20	30	25	20	30	10	25	20	10	15
16	野菜漬物製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
16		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	10	20	30	25	15	25	10	25	20	10	15
17	味そ製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	15	20	30	20	20	30	10	25	15	10	20
17		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	20	20	30	25	20	30	10	25	20	10	20
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			45	40	35	30	45	145	45	25	120	10	50	35	10	35
18		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			55	50	40	35	45	145	55	25	120	10	50	40	10	35
19	化学調味料製造業			日本標準産業分類による名称変更	20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	20
20	ソース製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15
20		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	15	20	30	25	20	30	10	25	20	10	15
21	食酢製造業				20	20	15	10	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15
22	砂糖精製業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
22		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	15	20	30	25	15	25	10	25	20	10	15
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業				20	15	15	10	20	145	20	15	30	10	25	15	10	15
24	小麦粉製造業				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
25	パン製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	15	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
25		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	15	20	30	25	15	25	10	25	20	10	15
26	生菓子製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
26		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	15	20	30	25	15	25	10	25	20	10	15
27	ビスケット類・干菓子製造業				20	15	10	10	20	30	20	15	30	10	25	10	10	15
28	米菓製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	15	15	10	20	30	20	15	30	10	25	15	10	15
28		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	15	30	10	25	20	10	15
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	15	30	10	25	15	10	15
29		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	10	20	30	25	15	30	10	25	20	10	15
30	植物油脂製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	15	15	10	20	30	20	10	20	10	25	15	10	15
30		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	10	20	10	25	20	10	15
31	動物油脂製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
31		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	15	20	30	25	20	30	10	25	20	10	15
32	食用油脂加工業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	15	15	10	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
32		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	15	25	10	25	20	10	15
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	20
34	穀類でんぷん製造業				20	20	15	15	20	30	20	15	30	10	25	15	10	15
35	めん類製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	15	20	30	20	15	30	10	25	15	10	20
35		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	20	20	30	25	15	30	10	25	20	10	20
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業			削除	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
37	豆腐・油揚げ製造業				30	30	20	20	30	40	30	20	40	10	35	20	10	25
38	あん類製造業				20	20	15	15	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
39	冷凍調理食品製造業				30	25	20	10	30	40	30	20	35	10	35	20	10	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15
40		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	20	30	10	25	20	10	15
41	清涼飲料製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	15	30	10	25	15	10	15
41		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	15	30	10	25	20	10	15
42	果実酒製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	15	15	10	20	30	20	15	25	10	25	15	10	20
42		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	15	25	10	25	20	10	20
43	ビール製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
43		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	15	25	10	25	20	10	15
44	清酒製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	15	15	10	20	30	20	10	20	10	25	15	10	20
44		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	10	20	10	25	20	10	20
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
45		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	25	20	15	20	30	25	15	25	10	25	20	10	15
46	インスタントコーヒー製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			20	20	15	10	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15
46		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			25	20	20	10	20	30	25	20	30	10	25	20	10	15
47	配合飼料製造業				20	15	10	10	20	30	20	15	25	10	25	10	10	15

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	15	20	30	20	20	30	10	25	15	10	20
48		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		30	30	20	20	20	30	30	20	30	10	25	20	10	20
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	15	20	30	20	20	30	10	25	15	10	20
49		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		30	30	20	20	20	30	30	20	30	10	25	20	10	20
50	たばこ製造業				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
51	器械生糸製造業			統合による名称変更	20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	20
52	座繰生糸製造業			51項に統合	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
53	玉糸製造業			51項に統合	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
54	生糸製造業（51の項から前項までに掲げるものを除く。）			51項に統合	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
55	繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの				20	20	15	15	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの			51項に統合	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの				20	15	10	10	20	30	20	15	25	10	25	10	10	15
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	15	15	10	20	30	20	10	20	10	25	15	10	15
58		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		25	20	20	15	20	30	25	10	20	10	25	20	10	15
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	15	20	40	20	10	30	10	30	15	10	15
59		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		25	25	20	15	20	40	25	10	30	10	30	20	10	15
59	（前項に掲げるものを除く。）			綿織物捺染工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、60とする。	150	80	60	55	60	150	150	60	80	10	60	60	10	55
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	15	20	30	20	20	30	10	25	15	10	20
60		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		25	25	20	20	20	30	25	20	30	10	25	20	10	20
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	10	20	40	20	15	25	10	30	15	10	15
61		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		25	20	20	15	20	40	25	15	25	10	30	20	10	15

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	10	20	30	20	10	30	10	25	15	10	20
62	(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		25	20	20	15	20	30	25	10	30	10	25	20	10	20
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	10	20	30	20	20	30	10	25	15	10	20
63	(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		25	20	20	15	20	30	25	20	30	10	25	20	10	20
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの				20	20	15	15	20	30	20	20	30	10	25	15	10	20
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの				20	15	10	10	20	30	20	15	25	10	25	10	10	15
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	10	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15
66		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		25	20	20	15	20	30	25	20	30	10	25	20	10	15
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)				20	20	15	15	20	30	20	15	25	10	25	15	10	20
69	一般製材業			統合による名称変更	20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	25
70	木材チップ製造業			69項に統合	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
71	合板製造業			統合による名称変更	20	10	15	10	20	30	20	10	25	10	25	15	10	20
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)			71項に統合	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの			71項に統合	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
74	床柱製造業			削除	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
75	木材薬品処理業				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの				20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの				20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの				20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセメケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)				20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)				20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
80	又はさらしセメケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセメケミカルパルプ製造工程を含む。)																	

愛知県5次規制区分			6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分		備考	県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次		
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			20	10	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの			20	10	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの			20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの			20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの			20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）			20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの			20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
89	機械すき和紙製造業			20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
90	手すき和紙製造業			20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
91	塗工紙製造業			20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
92	段ボール製造業			20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
93	重包装紙袋製造業			20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
94	セロファン製造業			20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
95	乾式法による繊維板製造業			20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）			20	15	15	10	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）			20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
98	新聞業		100項に統合 （備考設定）	20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	25
99	出版業		100項に統合 （備考設定）	20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	25
100	印刷業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	統合による名称変更	25	25	20	20	20	30	25	20	30	10	25	20	10	25

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
100		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			30	30	25	25	20	30	30	20	30	10	25	25	10	25
101	製版業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			25	20	20	15	20	30	25	20	30	10	25	20	10	<u>20</u>
101		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			30	30	25	20	20	30	30	20	30	10	25	25	10	<u>20</u>
102	窒素質・りん酸質肥料製造業				20	15	15	10	15	165	20	15	<u>25</u>	10	70	15	10	<u>15</u>
102		(ア) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。			40	40	30	30	40	165	40	40	<u>150</u>	30	70	30	30	<u>40</u>
102		(イ) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。			200	200	200	200	200	650	200	200	<u>210</u>	200	650	200	200	<u>210</u>
102		(ウ) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500とする。			1500	1100	1500	1100	1500	6000	1500	<u>1100</u>	<u>1200</u>	1500	6000	1500	<u>1100</u>	<u>1200</u>
103	複合肥料製造業				20	15	15	10	15	60	20	15	<u>35</u>	10	60	15	10	<u>15</u>
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）				15	10	10	10	15	60	15	<u>10</u>	<u>15</u>	10	60	10	10	<u>15</u>
105	ソーダ工業				20	10	15	10	15	25	20	<u>10</u>	<u>15</u>	10	25	15	10	<u>15</u>
106	電炉工業				15	15	10	10	15	25	15	15	25	10	25	10	10	<u>15</u>
107	無機顔料製造業				50	35	40	25	50	160	50	<u>25</u>	<u>40</u>	40	60	40	<u>20</u>	<u>30</u>
107		黄鉛顔料製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。			50	50	40	40	50	1000	50	50	<u>700</u>	40	1000	40	40	<u>600</u>
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）				50	50	40	40	50	160	50	<u>20</u>	<u>50</u>	40	60	40	<u>10</u>	<u>40</u>
108		(ア) パナジウム化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。			50	50	40	40	50	6000	50	50	6000	40	6000	40	40	6000
108		(イ) 酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。			50	50	40	40	50	880	50	50	<u>750</u>	40	880	40	40	<u>750</u>
108		(ウ) モリブデン化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。			50	50	40	40	50	6000	50	50	6000	40	6000	40	40	6000
108		(エ) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。			50	50	40	40	50	1200	50	50	<u>150</u>	40	1200	40	40	<u>150</u>
108		(オ) 酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。			50	50	40	40	50	1500	50	50	<u>210</u>	40	300	40	40	<u>210</u>
108		(カ) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。			50	50	40	40	50	400	50	50	<u>230</u>	40	300	40	40	<u>230</u>

愛知県5次規制区分			6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni							
項	業種	区分		備考	県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
			窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	新規	-	50	-	40	-	-	-	50	160	-	-	-	40	60
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの				20	15	15	10	15	80	20	15	60	10	35	15	10	15
109			窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。		50	50	40	40	50	240	50	50	240	40	55	40	40	50
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの				15	15	10	10	15	80	15	15	30	10	35	10	10	25
110			窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。		60	15	50	10	60	300	60	15	60	50	120	50	10	30
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの				20	15	15	10	15	60	20	15	60	10	30	15	10	15
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの				15	15	10	10	15	80	15	15	25	10	35	10	10	15
112			窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。		50	50	40	15	50	240	50	50	145	40	55	40	15	40
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの				15	15	10	10	15	80	15	15	40	10	35	10	10	15
113			窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。		20	15	15	10	20	85	20	15	55	15	35	15	10	30
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）				30	15	20	10	15	60	30	15	25	10	30	20	10	20
115	脂肪族系中間物製造業				20	20	15	15	15	80	20	15	35	10	35	15	10	15
115			(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。		50	45	40	35	50	240	50	45	120	40	55	40	20	40
115			(イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。		500	300	500	300	500	5000	500	300	2750	500	5000	500	300	500
116	メタン誘導品製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	15	15	10	15	60	20	15	60	10	30	15	10	15
116		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		20	15	20	10	15	60	20	15	60	10	30	20	10	15
117	発酵工業				60	30	30	20	15	60	60	15	55	10	30	30	10	20

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		県 5次	国6次		国5次		県 5次	国6次	
									下限	上限		下限	上限	下限	上限		下限	上限
118	コーラル製品製造業				1000	330	1000	170	1000	1300	1000	330	530	1000	1300	1000	170	410
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業				20	20	15	15	15	80	20	15	55	10	35	15	10	15
119			窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。		60	60	50	45	60	300	60	30	100	50	120	50	10	50
120	プラスチック製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	15	15	60	20	10	25	10	30	15	10	15
120		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		20	20	20	15	15	60	20	10	25	10	30	20	10	15
120			窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。		50	50	40	35	50	240	50	20	70	40	55	40	10	35
121	合成ゴム製造業				20	15	15	10	15	80	20	15	45	10	35	15	10	15
121			窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。		50	40	40	20	50	240	50	40	100	40	55	40	20	40
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）				20	20	15	10	15	80	20	15	70	10	35	15	10	15
122			(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、35とする。		80	80	35	35	20	85	80	20	85	15	35	35	15	35
122			(イ) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。		20	20	15	15	20	1400	20	20	210	15	1400	15	15	30
122			(ウ) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500とする。		1500	850	1500	850	1500	6000	1500	850	1500	1500	6000	1500	850	1500
122			(エ) 化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、35とする。		200	170	35	35	15	1000	200	15	200	10	35	35	10	35
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの				10	10	10	10	15	30	15	10	15	10	20	10	10	15
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの				15	15	10	10	15	30	15	15	25	10	20	10	10	20
125	合成繊維製造業				20	15	15	10	15	30	20	10	15	10	20	15	10	15

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
125			窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、55とする。		200	60	55	45	50	240	200	50	60	40	55	55	35	50
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業				15	10	10	10	15	55	15	10	30	10	30	10	10	15
127	石けん・合成洗剤製造業				20	20	15	15	15	55	20	15	25	10	30	15	10	15
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）				20	20	15	15	15	55	20	15	55	10	30	15	10	15
129	塗料製造業				20	20	15	15	15	55	20	15	30	10	30	15	10	15
130	印刷インキ製造業				15	15	10	10	15	55	15	15	30	10	30	10	10	15
131	医薬品原薬・製剤製造業				20	20	15	15	15	75	20	15	45	10	40	15	10	15
131			医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）については、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。		25	25	20	20	25	145	25	25	120	20	40	20	20	30
132	医薬品製剤製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	10	15	25	20	10	20	10	20	15	10	15
132		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		20	20	20	10	15	25	20	10	20	10	20	20	10	15
133	生物学的製剤製造業				15	15	10	10	15	25	15	10	20	10	20	10	10	15
134	生薬製造業			日本標準産業分類による名称変更	15	15	10	10	15	25	15	15	25	10	20	10	10	15
135	動物用医薬品製造業				20	20	15	15	15	25	20	15	25	10	20	15	10	15
136	火薬類製造業				20	20	15	15	15	90	20	15	65	10	30	15	10	20
137	農薬製造業				20	20	15	15	15	90	20	15	70	10	30	15	10	15
138	合成香料製造業				15	15	10	10	15	90	15	15	35	10	30	10	10	20
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）				15	15	10	10	15	90	15	15	25	10	30	10	10	15
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	15	15	10	15	90	20	15	25	10	30	15	10	15
140		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		20	15	20	10	15	90	20	15	25	10	30	20	10	15
141	にかわ製造業			142項に統合（備考として設定）	15	15	10	10	15	90	15	15	25	10	30	10	10	15
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるもの	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	統合による名称変更	20	15	15	10	15	120	20	15	25	10	30	15	10	15

愛知県5次規制区分			6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni							
項	業種	区分		備考	県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
142	を除く。)	イ	日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。		20	20	20	15	15	120	20	15	25	10	30	20	10	15
143	写真感光材料製造業				20	15	15	10	15	90	20	15	25	10	30	15	10	20
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業				15	10	10	10	15	90	15	10	15	10	30	10	10	15
145	イオン交換樹脂製造業				15	15	10	10	15	90	15	15	25	10	30	10	10	15
146	化学工業（102の項から 前項までに掲げるもの を除く。）	ア	日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。		20	15	15	10	15	90	20	15	55	10	30	15	10	20
146	を除く。)	イ	日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。		20	20	20	15	15	90	20	15	55	10	30	20	10	20
147	石油精製業				20	20	15	15	20	30	20	20	30	10	25	15	10	20
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
149	コークス製造業				600	500	400	320	600	1000	600	500	950	400	800	400	320	400
150	石油コークス製造業				20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	25	10	10	15
151	自動車タイヤ・チューブ製造業				20	20	15	15	20	30	20	20	30	10	25	15	10	15
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの				20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）				20	20	15	15	20	30	20	15	25	10	25	15	10	15
154	なめしかわ製造業				20	20	10	10	20	75	20	20	75	10	75	10	10	15
155	毛皮製造業				20	10	10	10	20	75	20	10	20	10	75	10	10	20
156	板ガラス製造業				20	15	15	10	20	30	20	10	20	10	25	15	10	15
157	板ガラス加工業				20	15	15	15	20	30	20	10	20	10	25	15	10	20
158	ガラス製加工素材製造業				20	10	10	10	20	30	20	10	20	10	25	10	10	15
159	ガラス容器製造業				20	10	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業				20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業				20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業				20	15	10	10	20	30	20	15	25	10	25	10	10	15
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）				20	20	10	10	20	40	20	20	30	10	30	10	10	15
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）				20	10	10	10	20	30	20	10	25	10	25	10	10	15
165	生コンクリート製造業				20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
166	コンクリート製品製造業				20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）				20	20	15	15	20	30	20	10	20	10	25	15	10	15
168	黒鉛電極製造業				20	10	10	10	20	30	20	10	15	10	25	10	10	15
169	砕石製造業				20	10	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
170	鉱物・土石粉碎等処理業				20	20	15	15	20	30	20	10	25	10	25	15	10	20
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）			削除	20	-	10	-	20	30	20	-	-	10	25	10	-	-
172	うわ薬製造業				20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業			統合による名称変更	20	20	15	10	15	55	20	10	20	10	30	15	10	15
173		(ア) コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。			600	600	400	400	600	1000	600	500	950	400	800	400	320	400
173		(イ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。			55	55	40	40	55	130	55	55	100	40	60	40	40	50
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業			173項に統合（備考として設定）	15	15	10	10	15	55	15	10	20	10	30	10	10	15
174		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。		削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
175	フェロアロイ製造業				15	15	10	10	15	55	15	15	25	10	30	10	10	15
175		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。		削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）				15	10	10	10	15	55	15	10	15	10	30	10	10	15
176		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。		削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業			178項に統合	15	-	10	-	15	55	15	-	-	10	30	10	-	-
177		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。		178項の備考に統合	55	-	40	-	55	130	55	-	-	40	60	40	-	-
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業			統合による名称変更	20	15	15	10	15	55	20	15	25	10	30	15	10	15
178		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。		統合による名称変更	55	55	40	40	55	130	55	55	100	40	60	40	40	50

愛知県5次規制区分			6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分		備考	県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次		
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			20	20	15	15	15	55	20	15	<u>25</u>	10	30	15	10	<u>15</u>
179			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	55	55	40	40	55	130	55	55	<u>100</u>	40	60	40	40	<u>50</u>
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			15	10	10	10	15	55	15	<u>10</u>	<u>15</u>	10	30	10	10	<u>15</u>
180			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	55	55	40	40	55	130	55	55	<u>100</u>	40	60	40	40	<u>50</u>
181	冷間ロール成型形鋼製造業			15	10	10	10	15	55	15	<u>10</u>	<u>15</u>	10	30	10	10	<u>15</u>
181			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	55	55	40	40	55	65	55	55	65	40	60	40	40	<u>50</u>
182	鋼管製造業			20	15	15	10	15	55	20	15	<u>25</u>	10	30	15	10	<u>15</u>
182			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	55	55	40	40	55	65	55	55	65	40	60	40	40	<u>50</u>
183	伸鉄業			20	10	15	10	15	55	20	<u>10</u>	<u>15</u>	10	30	15	10	<u>15</u>
183			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	55	55	40	40	55	65	55	55	65	40	60	40	40	<u>50</u>
184	磨棒鋼製造業			20	15	15	10	15	55	20	<u>10</u>	<u>15</u>	10	30	15	10	<u>15</u>
184			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	55	45	40	40	55	65	55	<u>45</u>	<u>55</u>	40	60	40	40	<u>50</u>
185	引抜鋼管製造業			20	15	15	10	15	55	20	15	<u>25</u>	10	30	15	10	<u>15</u>
185			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	55	55	40	40	55	65	55	55	65	40	60	40	40	<u>50</u>
186	伸線業			20	20	15	15	15	55	20	15	<u>40</u>	10	30	15	10	<u>15</u>
186			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	55	55	40	40	55	65	55	55	65	40	60	40	40	<u>50</u>
187	ブリキ製造業			15	10	10	10	15	55	15	<u>10</u>	<u>15</u>	10	30	10	10	<u>15</u>

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
187			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
188	亜鉛鉄板製造業				20	10	15	10	15	55	20	10	15	10	30	15	10	15
188			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
189	めっき鋼管製造業				20	20	15	15	15	55	20	15	50	10	30	15	10	15
189			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
190	めっき鉄鋼線製造業				20	15	15	10	15	55	20	15	50	10	30	15	10	15
190			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）				20	10	15	10	15	55	20	10	55	10	30	15	10	15
191			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。		55	55	40	40	55	65	55	55	65	40	60	40	40	50
192	鍛鋼製造業				15	10	10	10	15	55	15	10	15	10	30	10	10	15
192			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
193	鍛工品製造業				20	15	15	10	15	55	20	15	25	10	30	15	10	15
193			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
194	鋳鋼製造業				20	20	15	15	15	55	20	10	20	10	30	15	10	15
194			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
195	鋳鉄鋳物製造業（196の項及び197の項に掲げるものを除く。）				20	15	15	10	15	55	20	10	15	10	30	15	10	15
195			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
196	鋳鉄管製造業				15	10	10	10	15	55	15	10	15	10	30	10	10	15
196			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
197	可鍛鋳鉄製造業				15	10	10	10	15	55	15	10	15	10	30	10	10	15
197			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
198	鉄粉製造業				15	10	10	10	15	55	15	10	15	10	30	10	10	15
198			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。	削除	55	-	40	-	55	65	55	-	-	40	60	40	-	-
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）				20	20	15	15	15	55	20	15	25	10	30	15	10	15
199			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあつては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、55、40とす る。		55	55	40	40	55	65	55	55	65	40	60	40	40	50
200	非鉄金属製造業				20	15	15	10	20	70	20	15	35	10	60	15	10	15
200			核燃料製造工程にあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、60、50とする。	削除	60	-	50	-	60	70	60	-	-	50	65	50	-	-
201	電気めっき業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の 工場に限る。			20	20	15	15	20	40	20	20	40	10	35	15	10	30
201		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			40	40	30	25	20	40	40	20	40	10	35	30	10	30
201			窒素又はその化合物による表面処理 施設を設置するものにあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に 従い、60、50とする。		60	60	50	50	60	200	60	50	120	50	120	50	35	55
202	金属製品製造業（前項 に掲げるものを除 く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の 工場に限る。			25	20	20	10	20	40	25	15	40	10	35	20	10	25
202		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			40	40	30	25	20	40	40	15	40	10	35	30	10	25
202			(ア) 溶融めっき工程（窒素又はその化合 物による表面処理施設を設置するもの に限る。）にあつては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に従い、 60、50とする。		60	45	50	35	60	70	60	40	50	50	65	50	25	40

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
202			(イ) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。		60	60	50	50	60	120	60	55	120	50	120	50	35	50
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	15	20	35	20	20	35	10	25	15	10	20
203		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		35	35	25	20	20	35	35	20	35	10	25	25	10	20
203			ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、25とする。		55	40	25	20	20	65	55	20	45	10	25	25	10	20
204	プリント配線基板製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	名称変更	20	15	15	10	20	30	20	15	30	10	25	15	10	20
204		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		30	25	20	20	20	30	30	15	30	10	25	20	10	20
204			窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。	削除	30	-	20	-	20	80	30	-	-	10	25	20	-	-
205	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	日本標準産業分類による名称変更	20	15	15	10	20	30	20	15	30	10	25	15	10	15
205		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		30	30	20	10	20	30	30	15	30	10	25	20	10	15
205			(ア) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。		30	30	20	10	30	60	30	15	30	20	35	20	10	20
205			(イ) 半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。		30	20	20	15	30	60	30	20	45	20	35	20	15	25
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	15	15	10	20	30	20	15	30	10	25	15	10	15
206		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		30	30	20	15	20	30	30	15	30	10	25	20	10	15
206			自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。		30	30	20	20	25	60	30	20	35	20	30	20	10	20
207	精密機械器具製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	15	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
207		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		30	15	20	15	20	30	30	10	15	10	25	20	10	15

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
207			時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。		30	30	20	15	30	60	30	30	45	10	35	20	10	25
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		20	10	15	10	20	30	20	10	15	10	25	15	10	15
208		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		25	15	20	10	20	30	25	10	15	10	25	20	10	15
209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上の工場に限る。		20	20	15	15	10	40	20	10	40	10	40	15	10	40
209		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満の工場に限る。		25	25	20	20	10	40	25	10	40	10	40	20	10	40
209			(ア) 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。		15	15	10	10	10	20	15	10	20	10	20	10	10	20
209			(イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。		25	25	20	20	10	60	25	10	60	10	60	20	10	60
210	空瓶卸売業				25	20	20	15	25	35	25	20	30	15	30	20	10	15
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）				25	25	20	15	25	35	25	15	30	15	30	20	10	15
212	弁当仕出屋又は弁当製造業				25	25	20	10	25	35	25	15	30	15	30	20	10	15
213	飲食店				25	25	20	10	25	60	25	25	60	15	45	20	10	30
214	旅館				25	25	20	15	25	60	25	25	45	15	45	20	15	30
215	リネンサプライ業				25	20	20	15	25	35	25	10	20	15	30	20	10	15
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）				25	20	20	15	25	35	25	15	25	15	30	20	10	20
217	商業写真業			218項に統合	25	-	20	-	25	35	25	-	-	15	30	20	-	-
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）			統合による名称変更	25	20	20	15	25	35	25	20	30	15	30	20	15	25
219	自動車整備業				25	25	20	20	25	35	25	15	25	15	30	20	10	20
220	病院				25	25	20	20	25	60	25	25	60	15	45	20	15	25

愛知県5次規制区分			6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分		備考	県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次		
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			40	40	30	30	20	60	40	20	60	10	40	30	10	40
221			第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。	20	20	10	10	20	30	20	20	30	10	30	10	10	30
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）			40	40	30	30	20	60	40	20	60	10	50	30	10	50
222			第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。	20	20	10	10	20	40	20	20	40	10	40	10	10	40
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）			60	60	40	30	20	60	60	20	60	10	40	40	10	40
223			嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。	30	30	20	15	20	50	30	20	50	10	30	20	10	30
224	ごみ処理業			25	25	20	20	25	35	25	<u>20</u>	<u>30</u>	15	30	20	<u>10</u>	<u>20</u>
225	廃油処理業			25	20	20	15	25	35	25	<u>10</u>	<u>30</u>	15	30	20	<u>10</u>	<u>15</u>
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		40	40	30	30	40	50	40	<u>20</u>	50	20	45	30	<u>10</u>	<u>40</u>
226		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		50	45	40	35	40	50	50	<u>20</u>	50	20	45	40	<u>10</u>	<u>40</u>
227	死亡獣畜取扱業			25	25	20	20	25	35	25	25	35	15	30	20	15	<u>25</u>
228	と畜場	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		25	25	20	20	25	60	25	25	60	15	30	20	15	<u>25</u>
228		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		30	30	20	20	25	60	30	25	60	15	30	20	15	<u>25</u>
229	中央卸売市場			25	25	20	20	25	35	25	<u>20</u>	<u>30</u>	15	30	20	15	<u>25</u>
230	地方卸売市場			25	25	20	20	25	35	25	<u>20</u>	<u>30</u>	15	30	20	15	<u>25</u>
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）			25	25	20	15	25	35	25	<u>20</u>	35	15	30	20	<u>10</u>	<u>25</u>

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cno		Cni		Cno			Cni						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		県 5次	国6次		国5次		県 5次	国6次	
									下限	上限		下限	上限	下限	上限		下限	上限
232	1の項から前項までに 分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人 以下のもの）、社員食堂のちゅう房 施設等生活に伴う施設に係るもの		40	40	30	30	10	60	40	10	60	10	60	30	10	50
232		イ	その他		20	20	15	15	10	60	20	10	60	10	60	15	10	50